

平成30年11月1日 開会

平成30年11月1日 閉会

平成30年第1回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

11月1日（木）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8
議第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議長辞職について	14
議長選挙について	15
副議長辞職について	17
副議長選挙について	18
議第48号について（提案説明・採決）	20
各常任委員会等委員の改選について	22
閉会	22
会議録署名議員	23

平成30年11月1日（第1日）

議 事 日 程 (平成30年11月1日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第45号 専決処分の承認について
専第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第4号)
日程第4 議第46号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第5 議第47号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
(追加議事日程)

- 日程第1 議長辞職について
日程第2 議長選挙について
日程第3 副議長辞職について
日程第4 副議長選挙について
日程第5 議第48号 監査委員選任につき同意を求める件
日程第6 各常任委員会等委員の改選について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄 新議長 古澤榮一 副議長 安井忠

○出席議員(10名)

1番 西松幸子 2番 碓井昭夫 3番 西松巖
4番 安井忠 5番 小川文雄 6番 大平文雄
7番 岩田讓治 8番 古澤榮一 9番 山中美恵子
10番 渡邊明博

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀正 副町長 岡田武史
教育長 渡邊均 調整監 水谷秀平
総務課長 山田靖 企画調整課長 大平共美
会計管理者 堀芳弘 税務課長 坂優
住民環境課長 吉村等 福祉課長 坂和由

建設課長 河合 一 産業振興課長 岡田 立
生涯学習課長 安井 孝行 学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士 書記 定益 直子
書記 馬 渕 佑 司

(開会時間 午後1時30分)

議長 それでは、平成30年第1回の安八町議会臨時会を開催させていただきます。
ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回安八町議会臨時会を開会します。
それでは、これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者について、私から指名をいたします。
1番 西松幸子君、2番 碓井昭夫君を指名します。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。
町長 堀正君。

町長 皆様、御苦労さまでございます。
本日、平成30年第1回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集賜り、まことにありがとうございます。
本臨時会におきまして、議会の皆様に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、お願いを申し上げた次第でございます。
本日提案させていただきます議案は、3議案でございます。
1つ目は、専決処分の承認でございます。
こちらは、台風21号被害に係る災害復旧事業を一般会計補正予算(第4号)を専決処分しましたもので、その承認をお願いするものでございます。
2つ目は、先ほど議案の事前説明でも説明させていただきました和解及び損害賠償の額を定めることでございます。

3つ目は、一般会計補正予算（第5号）でございます。

補正の内容といたしましては、損害賠償関係と都市計画整備道路改良事業、中・アクセス道路喜多方多度線の補正をお願いし、事業を実施したいと考えております。

詳細につきましては担当課より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 それでは、日程第3、議第45号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

議第45号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第45号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成30年11月1日提出。安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、今回の専決処分につきましては、過日の台風21号被害に係ります災害復旧事業費を計上した一般会計補正予算でございます。

補正予算が各課にまたがっておりますが、私が一括説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

専第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,542万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年10月11日専決。安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入でございます。

補正前の額57億4,142万4,000円に補正額2,400万円を追加し、57億6,542万4,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

款の災害復旧費でございます。

こちらは、当然のことながら当初予算にもございませんので、補正前の額はゼロでございます。

歳出合計でございますが、補正前の額57億4,142万4,000円に、項の一番最初の総務災害復旧費から一番最後の保健体育施設災害復旧費までの合計補正額2,400万円を追加し、57億6,542万4,000円とするものでございます。

なお、この表の欄外にもございますが、今回の補正で款10災害復旧費の歳出予算が編成されたことにより、当初予算での「款10公債費」を「款11公債費」に、また「款11予備費」を「款12予備費」にそれぞれ款番号を繰り下げ、改めるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

一般単独事業債の限度額を620万円増額し、2,520万円とし、今回新たに発行します災害復旧事業債の限度額を300万円とし、地方債合計を5億6,690万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

8ページの最上段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,268万7,000円につきましては、今回の災害復旧事業の補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、災害復旧費、項、目とも総務災害復旧費、補正額160万2,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入の43万7,000円は建物共済保険金でございます。

節区分、需用費の修繕費139万2,000円は、コミュニティバスのバス停の標識、地区掲示板、庁舎車庫のシャッターなどの修繕を行うものでございます。

次の委託料、業務委託21万円は、公共施設敷地での倒木処理に係ります委託経費でございます。

次の目、交通安全施設災害復旧費、補正額112万2,000円でございます。節区分、需用費の修繕費112万2,000円は、町内全域におけるカーブミラーの面調整、交通安全標識の建て起こしなどの修繕を行うものでございます。

続いて、項、社会福祉施設災害復旧費、目、安八温泉施設災害復旧費、補正額14万円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入7万円は建物共済保険金でございます。

節区分の需用費、修繕費の14万円は、健康増進施設の屋根瓦の剥がれにより修繕を行うものでございます。

次の目、身体障がい者福祉施設災害復旧費、補正額32万2,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入7万4,000円は建物共済保険金でございます。

節区分需用費の修繕費32万2,000円は、ひかりの里の屋根瓦の剥がれ、外壁の修繕を行うものでございます。

続いて、項、児童福祉施設災害復旧費、目、保育所施設災害普及費、補正額65万9,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入10万7,000円は、建物共済保険金でございます。

節区分需用費の修繕費48万1,000円は、町内6保育園のうち5保育園が対象で、屋根瓦の剥がれ、テラス・げた箱・街灯の修繕を行うものでございます。

次の委託料の業務委託17万8,000円は、町内6保育園での倒木処理に係る委託経費でございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

2段目の、項、目とも農業施設災害復旧費、補正額27万2,000円でございます。節区分、需用費の修繕費27万2,000円は、排水機場における外壁や門扉の修繕を行うものでございます。

続いて、項、目とも土木施設災害復旧費、補正額82万8,000円でございます。節区分、需用費の修繕費82万8,000円は、町内に設置してあります安八スマートインターチェンジの案内標識板の面調整等の修繕を行うものでございます。

続いて、項、目とも消防施設災害復旧費、補正額41万9,000円です。節区分需用費の修繕費41万9,000円は、中の水防倉庫の屋根瓦、それから森部水防倉庫のスレート屋根、消防車庫のひさしの修繕を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

項、目とも小学校施設災害復旧費、補正額198万5,000円でございます。財源内訳でございますが、特定財源のその他、諸収入36万8,000円は、建物共済保険金です。

節区分の需用費、修繕費の198万5,000円は、町内3小学校における修繕関係ですが、結小学校では、渡り廊下の風よけテントの破損、それから校舎の電気設備、グラウンド照明の雨漏りによります漏電の修繕を行うものでございます。名森小学校においては、体育館の外壁のコンクリートの剝離の修繕を行うものでございます。牧小学校では、体育館の屋根の修繕を行うものでございます。

続いて、項、目とも中学校施設災害復旧費、補正額197万3,000円でございます。財源内訳は、特定財源の地方債190万円は、災害復旧事業債で充当率100%でございます。

節区分需用費の修繕費1万円は、登龍中学校校舎の窓ガラスの修繕を行うものでございます。

次の工事請負費196万3,000円は、グラウンド北側の防球ネットの張りかえ工事を行うものでございます。

続いて、項、目とも社会教育施設災害復旧費、補正額346万1,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入94万9,000円は建物共済保険金でございます。

節区分、需用費の修繕費33万7,000円は、ハートピア安八の屋上にござい

ます目隠しルーバー破損によります修繕を行うものでございます。

次の工事請負費312万4,000円は、中央公民館の屋上にあります防水シートの剝離によります張りかえ工事を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

項、目とも保健体育施設災害復旧費、補正額1,121万7,000円でございます。財源内訳の特定財源の地方債730万円のうち、災害復旧事業債が110万円で、充当率100%、それから一般単独事業債が620万円で、充当率75%でございます。特定財源のその他の諸収入10万8,000円は、建物共済保険金でございます。

節区分、需用費の修繕費136万9,000円は、給食センターの雨どい、テニスコートの照明設備、北部公園における電気設備、それからアンヒルパークにおける街路灯・看板の破損による修繕を行うものでございます。

次の委託料、業務委託の29万2,000円は、北部公園やアンヒルパークでの倒木処理に係る委託経費でございます。

次の工事請負費955万6,000円は、総合運動公園野球場の北側と西側にございます防球ネットの張りかえ、テニスコートの防風ネットやテニスコートの人工芝の張りかえ、総合体育館の2階にございます空調設備が破損しましたので、その入れかえ工事を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議長 日程第4、議第46号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第46号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第46号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

平成30年11月1日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、安八町は今回、平成30年2月のじんかい車による交通事故並びに4月の小学校における負傷事故、それから9月の町道の陥没による車両パンク事故に関しまして、それぞれ相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げます。

まず、その1の関係でございます。

1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要につきましては、平成30年2月6日午前9時36分ごろ、安八町大森481番5地先の交差点において、本町臨時職員が運転するじんかい車が右折する際、停車していた相手方の軽乗用車に衝突し相手方を負傷させた。

3. 和解の概要につきましては、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として2万1,492円を支払う。本件事故に起因する後遺障害が今後相手方に発生した場合は、別途協議する。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

次の、その2の関係につきまして、1. 和解及び損害賠償の相手方については、お手元の議案書のとおりでございます。

1 枚はねていただきまして、14ページをお願いいたします。

2の事故の概要については、平成30年4月18日午後1時3分ごろ、安八町立名森小学校において、児童が校舎玄関扉に指を挟まれ負傷した。

3. 和解の概要については、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万1,000円を支払う。なお、本件和解のほか、安八

町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

最後の、その3につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方については、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要につきましては、平成30年9月22日午前8時20分ごろ、安八町西結513番地先で、町道の陥没により、相手方の軽乗用車のタイヤ及びホイールが損傷した。

3. 和解の概要については、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5,160円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、本件について質疑を行います。

〔5番議員挙手〕

議長 小川議員。

5番 地方自治法第96条の勉強を怠っておりまして、甚だ申しわけないと思っておりますが、改めてお伺いしますと、この和解、損害賠償の額を決めるのに議会の承認が要るということでありまして、今回3件の議案が出てきたということでございますが、30年2月に1件で、それから9月22日に3件目ということでございまして、随分時間がかかっておるんですが、なぜこの時期に3件とも和解に達したのか、今回なぜここに上程されたのか、今のタイミングで。ということが1点。

それから、私が議員になって7年ぐらいたつんですが、こういった事例の上程は過去一件もなかったと記憶しております。ということは、こういう事案がなかったというふうに理解していいのか。あるいは、かけられずに終わってしまったのかということでございますが、もし後段のことであれば大変なミスでございますので、そこをはっきりと御説明いただきたい、この2点でございます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 小川議員の2点の質問についてお答えさせていただきます。

本件の3件でございます発生時期が平成30年2月、それから4月、それから9月と3件でございますが、時期の関係で申しますと、保険会社とのやりとりの中でいろいろ進めておる中で、相手方との話し合いの中で示談に向け

ての話し合いが調べてまいりましたのが9月の末から10月の頭にかけてでございます。時期の関係につきましては、9月の議会上程ということもあるわけなんです、それは、過ぎた後の9月の終わりから10月の頭にかけてでございますので、この時期となったものでございます。また今後につきまして、議会のほうにこういう事故等がございましたら、御報告方、今後はさせていただきますのでございます。

過去の関係でございますが、小川議員が議員になられてから、平成23年以降かと思いますが、本件のような事故等がなかったわけではございません。今まで議会のほうでの議決を経ないまま怠っておりましたので、今回、議会の議決を経た上で、和解のほう、損害賠償の額を定めさせていただきたいというものでございます。

今後は、このようなことがないように努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

議長 小川議員。

5番 今の御答弁、半分苦し紛れの話でございますが、地方自治法第69条の……。

議長 96条。

5番 96条、ごめんなさい。その精神はわかりますが、こういった事例で、例えば議会で、これは足らんとか、払い過ぎとかというような議論で否決されるという事態も想定をされます。

ですから、これ私は思いますが、法律を犯すわけにはいきませんが、超法規的に、事前に具体的に御説明をいただいて、それでもって議会に諮っていただくというような手順を今後考えていただかないと、7万円ぐらいでいいんじゃないかと、そういう問題じゃなくて、大事故が起きたときに、うん千万というような形で、しかも一般財源を使って処理をしないかんというような事例が起きないとも限りませんので、ここらあたりは少し十二分に、法律を曲げるということではないんですが、法律を尊重しながら町独自のスムーズな運用、そういったものを考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 今後におきましては、このような事案がございましたら、議会側のほう

に報告し、また丁寧な説明に心がけてまいりたいと思いますので、よろしく
お願いします。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 では、討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第47号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第47号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第47号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,237万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億780万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年11月1日提出。安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

17ページは歳入、18ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額57億6,542万4,000円に1億4,237万8,000円を追加し、59億780万2,000円とするものでございます。

続きまして19ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、公共事業等債の限度額を6,400万円増額し、3億170万円とし、地方債合計を6億3,090万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

20ページの2段目の表でございます款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額715万円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして21ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

一番上の表でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額7万8,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入7万8,000円は、総合賠償保険から5万7,000円、自動車賠償責任保険から2万1,000円でございます。

節区分の補償、補填及び賠償金7万8,000円は、平成30年2月のじんかい車による交通事故並びに4月の小学校における負傷事故、9月の町道の陥没による車両パンク事故により、安八町がそれぞれ相手方に対して損害賠償金を支払うものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き21ページ2段目をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額1億4,230万円。財源内訳、特定財源、国県支出金7,115万円は、社会資本整備総合交付金でございます。地方債6,400万円は、公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費1億4,230万円は、社会資本整備総合交付金の配分により、都市計画整備道路改良事業として、県道間アクセス道路の延伸に伴う

県道北方多度線、すなわち長良川右岸堤との接続に係る事業費の追加をお願いするものでございます。

以上、平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）につきまして、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

それでは、安井副議長、議長席までお願いします。

〔副議長 議長席に着席〕

副議長 ただいま議長 大平文雄君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長 追加日程第1、議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大平文雄君の退場を求めます。

〔議長 大平文雄君 退場〕

副議長 では、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 辞職願。このたび一身上の都合により安八町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成30年11月1日。安八町議会副議長 安井忠様。安八町議会議長 大平文雄。代読。

副議長 では、お諮りします。

大平文雄君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、大平文雄君の辞職を許可することに決定いたしました。

〔6番 大平文雄君 入場・着席〕

副議長 ただいま議長辞職については許可されました。

大平文雄君が議場におられますので、御挨拶いただきます。

6番 議員の皆さん、それから執行部の皆さんにいろいろ支えられて議長の職を務めさせていただきました。なかなか自分では満足いく議長職であったかどうか、職責は務められたかどうかというところとわかりませんが、今後とも一兵卒として議会活動に邁進したいと思っております。

本当に1年間ありがとうございました。

副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

じゃあ暫時休憩といたします。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時25分 再開)

副議長 では、再開いたします。

副議長 追加日程第2、議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、私が指名することにいたしたいと思いますが、御異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。ただいまから指名いたします。

議長に、古澤榮一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました古澤榮一君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました古澤榮一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました古澤榮一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

古澤榮一君、御挨拶をお願いいたします。

新議長 ただいま皆様方の全員により議長に推薦いただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄に存じます。

もともと浅学非才な未熟者でございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、安八町発展のため、また議会が公正に、かつ円滑に運営されますよう、微力ではございますが、この重責を全ういたしたいと存じております。皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長 これにより新議長に議事の運営をしていただきますので、古澤榮一議長、議長席に着座をお願いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

議長 ただいま副議長 安井忠君より、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議 長 追加日程第3、副議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、安井忠君の退場を求めます。

〔副議長 安井忠君 退場〕

議 長 辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局長 辞職願。このたび一身上の都合により安八町議会副議長を辞職したので、許可されるようお願い出ます。平成30年11月1日。安八町議会議長様。
安八町議会副議長 安井忠。代読。

議 長 お諮りします。

安井忠君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、安井忠君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔4番 安井忠君 入場・着席〕

議 長 ただいま副議長辞職については許可されました。

安井忠君が議場におられますので、御挨拶をいただきます。

安井忠君。

4 番 副議長という大役を仰せつかり、この1年間、議長の補佐役として大変勉強になりました。今後、なお一層努力し、安八町発展のために頑張っていきたいと考えておりますので、温かい御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

議 長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午後2時34分 休憩)

(午後 2 時55分 再開)

議 長 再開します。

議 長 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

議 長 ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

議 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議 長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、議席の番号 1 番から順次投票を願います。

投票を開始します。

〔投 票〕

議 長 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 投票漏れなしと認めます。したがって、投票を終了しました。

ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第 2 項の規定によって、立会人に西松巖君と安井忠君を指名いたします。

立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

議 長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。有効投票10票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、山中美恵子君7票、碓井昭夫君3票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、最多得票者、山中美恵子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

議長 ただいま副議長に当選されました山中美恵子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

山中美恵子君、御挨拶をお願いします。

山中美恵子君。

新副議長 ただいまは皆様方の温かい御理解のもと、副議長という大役に当選することができました。心から厚く御礼を申し上げます。

議長を補佐する重要な役目だと思っておりますし、昨年、監査という重要な安八町の会計を監査させていただきました。とても勉強になりましたし、監査も私は3回目でございますけれども、昔というか、前のときとはさま変わりしております、住民監査請求、いろいろ出てきます。けれども、やっぱり職員も緩みがちなところがあるのかなあということを私は痛感いたしております。

そういうことも含めまして、安八町住民のために一生懸命、微力でございますが、議長を補佐しがてら頑張っていきたいと思っております。皆様の御支援・御協力をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さんにお願いを申し上げたいと思っております。

今まで監査委員としてお世話になってまいりました山中美恵子議員から辞職願が提出されました。大変恐縮でございますが、日程を追加させていただきますと後任の監査委員の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任に当たりましては、暫時休憩をさせていただきますと、その上でお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 山中美恵子君、御挨拶をお願いします。

山中美恵子君。

副議長 先ほども申し上げましたが、監査という大役を町長さんから推挙いただき

ました。去年の11月でございます。1年間という短い期間ではありましたが、町行政をさまざまな角度から見詰めることができ、充実した1年であり、いろいろ勉強することができました。また、在任中には皆様からの御協力・御支援をいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今後は、町政発展のために力を注いでいきたいと思っておりますので、変わらぬ御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 お諮りします。

この際、各常任委員会等の委員の改選についてを日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会等の委員の改選についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。議員の皆さんは委員会室にお集まりください。

(午後3時08分 休憩)

(午後3時39分 再開)

議長 再開いたします。

お諮りします。

ただいま町長より議第48号 監査委員選任につき同意を求める件が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号 監査委員選任につき同意を求める件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議長 追加日程第5、議第48号 監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、追加日程に加えさせていただきました議第48号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、提案説明をさせていただきます。

議第48号 監査委員選任につき同意を求める件。

本町監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、本町議会の同意を求めるものとする。

平成30年11月1日提出。安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、議会議員のうちから選任する者。住所、安八郡安八町西結522番地の1、氏名、大平文雄、生年月日、昭和22年7月21日生まれ。

提案理由を説明させていただきます。

ただいま提案させていただきました大平文雄議員につきましては、私から申し上げるまでもなく、議員の皆様方御承知のとおり、すぐれた識見をお持ちであり、経験豊かな方でございます。本町の監査委員に適任であると考えておりますので、ぜひとも御同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

議長 地方自治法第117条の規定により、大平文雄君の退場を求めます。

〔6番 大平文雄君 退場〕

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号 監査委員選任につき同意を求める件は、原案どおり同意することに決定されました。

〔6番 大平文雄君 入場・着席〕

議長 大平文雄君が議場におられますので、御挨拶をお願いします。

6番 ただいま町長のほうから監査委員という任命を受け、また皆さんの御同意により、平成30年後半から来年に向かって、この1年間、監査委員を務めさせていただくことになりました。

先ほど山中前監査委員が申されましたように、監査の重要性というのは今まで以上に重要性が増しているということでございます。微力でございますが、全身全霊でこの重責を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ

します。

議 長 追加日程第6、各常任委員会等の委員の改選についてを議題といたします。
各常任委員会等の委員はあらかじめ協議していただきましたので、事務局より配付させます。

〔各常任委員会名簿配付〕

議 長 お手元に配付のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会等の委員は、配付のとおりとすることに決定しました。

以上、本臨時会に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第1回安八町議会臨時会を閉会といたします。

(閉会時間 午後3時47分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月1日

議 長 大 平 文 雄

新 議 長 古 澤 榮 一

副 議 長 安 井 忠

議 員 西 松 幸 子

議 員 碓 井 昭 夫